

第8回白井市放射能汚染対策協議会

議事要旨

日 時	平成24年9月26日(水) 午後3時00分～4時30分	場 所	市役所4階第1会議室
出席者	(協議会) 成田会長、山崎委員、宮崎委員、嶋本委員、日吉委員		
	風間一郎委員、梅田委員、大室委員		
	(事務局) 環境建設部長、環境課放射線対策室職員2名		

会議の概要

公共施設の除染事業及び戸建て住宅等除染事業の進捗状況等について、事務局からの説明及び意見交換を実施した。

1. 開 会

2. 議 事

(1) 公共施設の除染の進捗状況について

(事務局説明)

- ・小中学校は4校で事後測定まで完了。
- ・除染事業に対する国庫補助については、要件の厳格化により施設内の平均線量が0.23 μ Sv/h 以上でなければ対象となることが難しくなり、該当施設が当初見込みより大幅に減少する見通し。

(意見等)

- ・国庫補助の厳格化についての市の見解はホームページ等で公開すべき。
- ・国庫補助要件の厳格化について環境省に直接電話で理由を尋ねたところ、「財政逼迫のため」とのことであった。
- ・国庫補助が十分に見込めず、東電求償も進展がないとすると、除染事業にかかる市のキャッシュフローに支障は出ないか。
⇒事務局：事前測定の結果除染対象外となる施設も多く、支出は予算の半分以下になる見込みであるので特に支障はない。
- ・道路の除染の時期はどうなったのか。戸建て住宅等除染事業と並行して進めるのか。
⇒事務局：戸建てと並行して進めて行く予定である。なお、学校や幼稚園・保育園の敷地内の側溝等については、今後グラウンドとは別発注で除染を進める。
- ・パブリックコメントの際、市費支出の増大を懸念する声があった。市費支出額については、タイミングを見計らって公表していくべき。
⇒事務局：予算は今年度の歳入見込み額を含めて公表している。来年度予算が決まる時点までには歳入額も明らかになる。
- ・予算は子供の命を守ることに優先的に使ってほしい。また、かかる費用は東京電力に責任を持ってもらうべきと考える。

(2) 戸建て住宅等除染事業の進捗状況について

(事務局説明)

- ・9月18日より着手し、現在のところ5~6社が稼働。
- ・これまでに実施した措置内容は、芝の深刈りと雨どい下の堆積物の天地返しのみ。
(意見等)
- ・天地返しの場合の掘削深は。
⇒事務局：測定をしながら掘削するので一律ではないが、受託業者に対しては、まず、 $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以上となる範囲の表土を5cm程度掘削してみるよう指示している。
- ・最近では地下15cm程度までセシウムが浸潤しているとの説もある。5cmでは効果が出ない場合もあるのでは。
⇒事務局：今月桜台地区の団地内の砂場で実験したところ、表土除去深さ5cmと7cmで効果に差があったことから、少なくとも7cm程度までは浸潤している可能性があるとは認識している。
- ・現在までの実施件数は概ね想定範囲内と見てよいのか。
⇒事務局：想定範囲内である。桜台地区などでも、必ずしも全戸で基準値超過が発生しているのではないことが理解できた。

(3) その他

(3) - 1 議事録の公開について

(事務局説明)

- ・これまで、当会議については、条例・規則等に基づき設置されたものでないことから、議事録の公開を実施してこなかった（会議資料のみ公開）が、公開を求める意見も多いことから、今回分から、個人名など一定の情報を伏せた上で公開していきたい。
- ・公開に際しては、事前に出席委員の了解を得てから行う。
- ・公開する議事録は逐語ではなく要約とする。
(意見等)

⇒（異議等特になし）

(3) - 2 高線量箇所における表示方法について

(委員提案)

- ・白井駅前広場の高線量箇所において、長時間滞在しないよう市により掲示がされているが、老人、子供、高校生等の長時間滞在が目立つ状況。子供でも一目で危険性を認識できる統一マークを定めて周知するのが有効では。
(意見等)
- ・よく知られている電離放射線マーク（三つ葉マーク）が最適では。
⇒事務局：確かに文字情報だけでは訴求力が弱いかもしれないが、そもそも $0.23\mu\text{Sv/h}$ という除染基準値は、安全と危険を区分する値ではないため、「危険」

とは表示できない。マークだけでは、見る人によって、様々な異なった印象を与える可能性がある。

- $0.23 \mu \text{Sv/h}$ は 1mSv/年 と同等だが、1 万人が年間 1mSv/h を被曝すると、そのうち 1 人が癌にかかると言われている。
- 1mSv/年 を危険性の判断材料として採用するかどうかは別途検討が必要だ。
- それでは $0.23 \mu \text{Sv/h}$ を超えた砂場を使用禁止にしたのはなぜか。
⇒事務局：砂場は砂に直接接触れる場であることから、内部被曝防止の観点から使用を停止した。
- 市にとっての危険性の考え方は今初めて知ったが、そうであっても、それを即時に正しく理解できる手だては必要だ。
⇒事務局：現在のところ、長時間滞留をしないよう表示しているのは白井駅前広場と桜台の歩道だけであり、かつ、今後の除染の進捗により解消できる見込みである。現時点では、特に統一マーク等の必要性はないものとする。
- (マークの採用について) 今後状況が変わった場合には再度検討されたい。放射線に関する情報の周知には難しい面が多いと思うが、このような小さな取り組みの集積が重要と考えている。

(3) - 3 今後の議題について

(委員提案)

- 福島県に準じた子供の被曝検査が必要と考えている。このことについて議題とすることを希望する。

(意見等)

⇒事務局：現段階では市では被曝検査の計画はない。また、この会議の議題を内部被曝にまで拡大していくことは難しいと考える。

3. 閉 会

以上

作成：事務局（環境課放射線対策室）